

山建産連発第26号
令和7年11月18日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
会長 浅野 正一
(公印省略)

**建設工事に係る一般競争入札事務処理要領及び
一般競争入札参加資格設定要領の一部改正について**

標記の件について、別紙の通り、山梨県国土整備部長より通知がありました。

今般、「建設工事に係る一般競争入札事務処理要領」及び「一般競争入札参加資格設定要領」が一部改正され、令和7年11月1日以降に公告する案件から適用されております。

つきましては、貴団体傘下会員（組合員）宛にご周知いただき、適正に対応いただきますようよろしくお願い致します。

記

1. 改正内容（詳細は別添の新旧対照表のとおり）

- * 通常一般競争入札と一般競争入札（事後審査型）の区分基準の見直し
- * 一般競争入札において入札参加業者に求める技術者要件、建設業許可要件の緩和、撤廃

2. 適用期日

- * 令和7年11月1日以降に入札公告を行う案件から適用

以上